平成29年第5回那珂川町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

| | | | | 平成29年12月6日(水曜日)午 | 前10時開議 | |
|------|-----|------|-----|-------------------------------|---------|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 1号 | 平成30年1月1日から同年12月31日までの間 | における那珂 | |
| | | | | 川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条 | 例の制定につ | |
| | | | | いて | (町長提出) | |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 2号 | 那珂川町公告式条例の一部改正について | (町長提出) | |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 3 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す | | |
| | | | | る条例の一部改正について | (町長提出) | |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 4 号 | 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関 | する条例の一 | |
| | | | | 部改正について | (町長提出) | |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 5 号 | 那珂川町税条例の一部改正について | (町長提出) | |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 6 号 | 那珂川町図書館条例の一部改正について | (町長提出) | |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 7 号 | 平成29年度那珂川町一般会計補正予算(第5号) | の議決につい | |
| | | | | 7 | (町長提出) | |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 8 号 | 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計 | 補正予算(第 | |
| | | | | 1号)の議決について | (町長提出) | |
| 日程第 | 9 | 議案第 | 9 号 | 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予 | 算(第3号) | |
| | | | | の議決について | (町長提出) | |
| 日程第1 | 0 | 議案第1 | 0 号 | 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補 | E予算(第 1 | |
| | | | | 号) の議決について | (町長提出) | |
| 日程第1 | 1 | 議案第1 | 1号 | 平成29年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(| 第1号)の議 | |
| | | | | 決について | (町長提出) | |
| 日程第1 | 2 | 議案第1 | 2 号 | 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算 | (第1号) の | |
| | | | | 議決について | (町長提出) | |
| 日程第1 | . 3 | 議案第1 | 3 号 | 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補 | 正予算(第1 | |
| | | | | 号) の議決について | (町長提出) | |
| 日程第1 | 4 | 議案第1 | 4 号 | 平成29年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1 | 号) の議決に | |

ついて (町長提出)

日程第15 議案第15号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について (町長提出)

日程第16 議案第16号 那珂川町まほろばキャンプ場に係る指定管理者の指定について (町長提出)

日程第17 議案第17号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について (町長提出)

日程第18 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 益子純恵君 2番 小川正典君

3番 佐藤勇三君 5番 石川和美君

6番 益 子 輝 夫 君 7番 大 森 富 夫 君

8番 益 子 明 美 君 9番 大 金 市 美 君

10番 岩村文郎君 11番 川上要一君

12番 阿久津 武 之 君 13番 石 田 彬 良 君

14番 小川洋一君 15番 塚田秀知君

欠席議員(1名)

4番 鈴木 繁君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福島泰夫君 町 長 出 由樹夫 君 会計管理者兼会計課長 教 育 長 小 川 浩 子 君 守 君 山 口 総務課長 本民夫君 企画財政課長 佐 藤 美彦 櫄 君 税務課長 住民課長 薄 井 桂 子 笹 沼 公 一 君 君 生活環境課長 健康福祉課長 立 花 喜久江 君 大 武 勝君 子育て支援課 長 建設課長 稲澤 正 広 君 穴 山 喜一郎 君 農林振興課長 坂 尾 一 美 君 商工観光課長 板 橋 了 寿 君

小川出張所長 藤田善久君 上下水道課長 田代喜好君

農業委員会 事務局長 大森新一君 学校教育課長 薄井健一君

生涯学習課長 益 子 雅 浩 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長高林伸栄書記岩村房行

書 記 長家 佳奈子 書 記 村 上 明 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(塚田秀知君) ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が4番、鈴木 繁君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塚田秀知君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(塚田秀知君) 日程第1、議案第1号 平成30年1月1日から同年12月31日までの 間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

〇町長(福島泰夫君) 皆さん、改めましておはようございます。

昨日は4名の方に一般質問をしていただきました。いろいろなご提言をありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま上程されました議案第1号 平成30年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町においては、第3次行財政改革推進計画を進めているところであります。また、

一大事業でありました新庁舎建設事業においても、新庁舎が完成し、業務を開始したばかりであることから、町長、副町長及び教育長の給与について総合的に勘案して、平成29年に引き続き減額措置したいと考えております。

町長給与については月額10%、副町長及び教育長給与については月額5%を平成30年1 月1日から1年間減額することとして、三役の給与を減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 平成30年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第2、議案第2号 那珂川町公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第2号 那珂川町公告式条例の一部改正 について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、10月に行った庁舎の移転及び小川庁舎の廃止に伴い、公告式条例で定める 掲示場を役場前掲示場とするものであります。旧小川庁舎前に設置してあります掲示場は、 任意の掲示場として、引き続き各種募集やお知らせなど、町民に身近なものを掲示すること としたいと考えております。

なお、附則は施行期日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

- ○7番(大森富夫君) これまで小川庁舎、旧庁舎のほうには掲示されていたと。条例にも出ておりますけれども、今回、小川庁舎を廃止して更地になるわけですけれども、その後はまほろばのほうの庁舎を改修をして、そちらを出張所にするということになっていますけれども、その出張所のほうに掲示場をつくるのか、つくらないとすればなぜなのか。同じように小川のほうにもつくるべきだと思いますけれども、その点はどういうふうになるんでしょうか。
- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 議案第2号につきましては、公告式条例ということで、条例の公布をする場合には掲示をするというような中身で、議案書をごらんいただけるとわかるんですが、条例については、当然役場の所在地となるところに掲示をするというのが原則でございます。

ただ、そのほか町民の皆様にお知らせをしなくちゃならないもの、こういうものにつきましては、当然出張所においても掲示場をつくるか、案内板を設置して掲示をするか、そのような形で皆様にもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- **〇7番(大森富夫君)** 小川庁舎にはつけていたわけですね。出張所にはつけないということ

で、条例上はこういうふうになっていないということなので、これはきちんと条例上も明記すべきだというふうに思うんですけれども、それはどういうことなんでしょうか。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 今までの庁舎、行政の運営方式が分庁方式ということで、馬頭の庁舎、小川の庁舎、2つの庁舎で業務を行ってきました。分庁という形でですね。そういう意味合いで旧庁から引き継いだ掲示板をそれぞれ使ってきました。

今回は分庁方式でなくて、本庁方式という形で1カ所に庁舎がまとまりました。そういう ことで公告式に定める掲示板については、役場庁舎前に設置すると、そういう形になります。 以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- ○7番(大森富夫君) 当然わかりますよ、そういうことは。ただ、条例上きちんとしないと、役場のほうの都合ですよ、そういう必要なものは町民に徹底するべきということで、出張所においてもきちんとやるべきだというふうに私は思うんですよ。そうしないと、役場の都合で掲示したりしなかったり、そういうふうなことになってしまうんではないかというふうに私は思うんですよ。小川の皆さんにきちんとしたその公告をすべきものもしないということもあり得るということになって、庁舎が1つになったからそれで済むんだというような安易なことで私は済むものではないというふうに思います。

全町民がそういった公告すべきものを公告されて、知らせられるべきものを知るということはぜひ必要だというふうに思うんですけれども、出張所においても、きちんと掲示すべきものは掲示するんだということを、町のほうできちんとすべきものをしてもらいたいというふうに私は思いますけれども、出張所ということにおきましても、条例上きちんとつくるべきだと思いますけれども、この点ではどうですか。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 趣旨をご理解いただきたいんですが、公告式条例というものは、 役場の前に公告をする場合に設置する場所を設けと、そういうものでございます。

ですので、それを補完するものとして広報や町のホームページ、それから私、先ほど申し上げましたように、町民の皆様にかかわりのあるもの、これについては、当然出張所になっても、皆様に見ていただけるような場所に掲示をしていきたい、そのようにご理解をいただきたいと思います。

〇議長(塚田秀知君) 終わり。

ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町公告式条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号~議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第3、議案第3号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び、日程第4、議案第4号 那珂川町消 防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての2議案は関連があり ますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第3号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団の組織及び定数等について消防団長名で要望書が提出されたことによるものであります。

議案第3号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団組織再編に伴い、複数分団を取りまとめる役割を担う方面隊長を新設することに伴う報酬の追加であります。

また、議案第4号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、社会情勢の変化、勤務体系の多様化、少子化等により団員定数を確保することが困難であることなどから、509人を481人に改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお 願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- 〇総務課長(橋本民夫君) 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本部組織と団員定数の見直しであります。

まず、議案第3号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、消防団組織の再編に伴い、副団長と分団長の役職の間に複数の分団を統括する方面隊長の役職を新設するものであり、また、年額報酬を11万円とするものであります。

これは、将来的に消防団の中核として団運営を担っていくことのできる優秀な幹部団員を 育成、確保するため、消防団本部会議等で組織再編の協議を重ね、方面隊長を新設し、消防 団本部組織の強化を図るものであります。

なお、方面隊長の定数は3名とし、1、2分団、3、4分団、5から7分団の3つに区分し、その担当分団を統括し、所属分団長を指揮監督するものであります。

次に、議案第4号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてですが、年々、消防団員の確保が難しくなってきている中、消防団団員実数が条例定数と乖離している状況にあります。実情に合った消防団員定数に改めるものであります。団員の定数についても各分団との協議を重ねた結果、509人から481人に改正するものであります。

附則は、条例の施行期日を定めたもので、いずれも平成30年4月1日からとするものです。 以上で補足説明を終わります。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第5、議案第5号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第5号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年3月31日に公布されました地方税法及び航空機燃料譲与税法の

一部を改正する法律等により、固定資産税等の課税標準の特例として、地方決定型地方税制 特例措置、通称「わがまち特例」の特例項目が追加されたことに伴い、那珂川町税条例にお いてもその特例項目を規定するための所要の改正を行うもの、及び固定資産税の前納報奨金 の廃止等による規定の整備を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります ようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〇議長(塚田秀知君) 税務課長。

○税務課長(笹沼公一君) 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布により、固定資産税の課税標準の特例として、地方決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の項目が追加され、これに係る課税標準に乗じる割合が条例で定めることとされたため、所要の改正を行うもの、及び固定資産税の前納報奨金の廃止等による規定の整備を行うものです。お配りいたしました議案書に添付してあります参考資料をごらんいただきたいと思います。条例第51条でありますが、第1項第5号及び第6号を第6号及び第7号と繰り下げ、第5号として特定非営利活動法人を追加するものです。

条例第61条の2でありますが、わがまち特例として次の3項目が追加となりました。

第1項につきましては、家庭的保育事業の用に供する家屋・償却資産に係る課税標準の条例で定める割合を3分の1と規定するもの。

第2項につきましては、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋・償却資産に係る課税標準 の条例で定める割合を3分の1と規定するもの。

第3項につきましては、利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋・償却資産に係る課税標準の条例で定める割合を3分の1と規定するものです。

第70条でありますが、固定資産税の前納報奨金の廃止により、同条第2項を削除するものです。

2ページをごらんいただきたいと思います。

附則第10条の2でありますが、わがまち特例として次の2項目が追加となりました。

第17項を第19項に繰り下げ、第17項として、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の条例で定める割合を3分の1とするもの。

第18項としまして、市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の条例で定める割合を3分の2として追加するものです。

次に、今回上程いたしました一部改正条例の附則第1条は、施行期日を定めるものであり、 平成30年1月1日を施行期日としますが、固定資産税の報奨金に関する改正規定は平成31 年4月1日とするものです。

附則第2条は、固定資産税の経過措置についてですが、改正前につきましては旧法を適用 し、従前の例による取り扱いを定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

- **〇7番(大森富夫君)** 課長の説明では、NPO法人については何ら触れられていないようだったんですけれども、この対象団体というのは、町内においては何団体ぐらいあるんでしょうか。
- 〇議長(塚田秀知君) 税務課長。
- ○税務課長(笹沼公一君) NPO法人に関しましては、ちょっと今、手元に、数に関しましては資料がございませんので、後ほどご提示したいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第6、議案第6号 那珂川町図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

〇町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第6号 那珂川町図書館条例の一部改正 について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、馬頭地区の地籍調査の実施により、那珂川町馬頭図書館の敷地について、 地番、地籍が確定されたことに伴い、地番を変更する必要が生じたことから、条例第2条の 表中、那珂川町馬頭図書館の位置を551番地1から550番地4に改めるものです。

附則は、施行日を定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町図書館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

◎議案第7号~議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第7、議案第7号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について、日程第8、議案第8号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、日程第9、議案第9号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について、日程第10、議案第10号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について、日程第11、議案第11号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について、日程第12、議案第12号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、日程第13、議案第13号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、日程第14、議案第14号 平成29年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決について、日程第14、議案第14号 平成29年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

〇町長(福島泰夫君) ただいま一括上程されました議案第7号から議案第14号、平成29年 度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算の議決について、 提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の精査や国・県補助事業費の追加認定になったもののほか、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。その補正額は7,400万円となり、補正後の予算総額は83億4,300万円となりました。

補正予算の主なものを申し上げますと、第1は商工費で、町へ企業誘致を促進するための 企業立地奨励金の確定によるものなど6,625万1,000円を計上しました。

第2は教育費で、小川中学校の防球ネット設置工事費のほか、総合体育館及び小川運動場の修繕工事費など828万3,000円を計上しました。

第3は民生費で、障害者福祉サービス事業費のほか、認定こども園の修繕工事費など381 万5,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計でありますが、今回の補正は職員人件費の減額及びケーブルテレビ施設管理運営費に1,470万円を計上するもので、その財源は繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4億8,970万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、今回の補正は一般被保険者高額療養費に 3,650万円を計上するもので、その財源は国・県支出金のほか、繰越金を充てることといた しました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は25億8,235万2,000円となりました。 次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金に660万円を計上するもので、その財源は後期高齢者医療保険料を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は1億9,760万円となりました。

次に、介護保険特別会計でありますが、今回の補正は一般管理費及び職員人件費に150万円を計上するもので、その財源は国・県支出金のほか、繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は18億3,150万円となりました。

次に、下水道事業特別会計でありますが、職員人件費の減額及び施設管理費に950万円を 計上するもので、その財源は繰越金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、 補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,350万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計でありますが、今回の補正は施設管理費に247万円を計上するもので、その財源は繰越金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5,047万円となりました。

最後に、水道事業会計でありますが、建設改良費に1,200万円を計上するもので、その財源は地方債を充てることといたしました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。
 - 一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,730万5,000円の増で、障害者 自立支援事業費に係るもの。

3項2目民生費委託金の補正額は19万5,000円の増で、基礎年金等事務交付金に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は865万2,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

2項4目農林水産業費県補助金の補正額は20万円の増で、機構集積支援事業費に係るもの。 3項2目農林水産業費委託金の補正額は60万円の増で、中山間地域総合整備事業費に係る ものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,704万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は16万9,000円の増で、職員人件費は人事異動によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るものでありますので、 以降、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は70万3,000円の増で、特別職人件費は町長が10%、副町長が5%の給与減額のほか、職員人件費の増額によるもの。

3目会計管理費の補正額は212万7,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2項1目企画総務費の補正額は349万6,000円の増で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は道路改良に伴うケーブル張り替え工事費などの増額により、繰出金を増額するもの。

10ページに続きます。

2目まちづくり費の補正額は24万円の増で、まちづくり諸費は八溝山周辺地域定住自立圏 負担金の増額によるもの。

3項1目税務総務費の補正額は451万7,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は33万1,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は465万4,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

11ページに続きます。

2目障害者福祉費の補正額は3,461万円の増で、障害者福祉サービス事業費はサービス利用者の増加によるもの。

3目老人福祉費の補正額は27万2,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は職員の人事異動に伴い、町からの繰出金を増額するもの。老人福祉諸費は臨時職員の賃金を計上するもの。

5 目国民年金事務費の補正額は19万5,000円の増で、国民年金諸費は国民年金システム改修業務委託費を計上するもの。

2項1目児童福祉総務費の補正額は138万1,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目認定こども園費の補正額は4,388万9,000円の減で、職員人件費の減額のほか、なかのこ認定こども園費は、エアコン及び屋根の修繕工事を計上するもの。わかあゆ認定こども園費は、自動昇降口の雨よけ設置工事費を計上するもの。

3 目児童措置費の補正額は1,590万円の増で、職員人件費の減額のほか、児童手当支給事業費は児童手当交付金の精算に伴う過年度返納金を計上するものであります。

12ページに続きます。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は167万1,000円の増で、職員人件費を増額するほか、健康管理センター管理費は、トイレ改修工事費を計上するもの。

4目環境衛生費の補正額は945万4,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

5 款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は40万4,000円の増で、機構集積支援 事業費は臨時職員の賃金を計上するもの。

2目農業総務費の補正額は148万6,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3 目農業振興費の補正額は229万3,000円の増で、農業振興諸費は園芸作物振興対策事業費の増額のほか、田舎暮らし体験ハウスPR業務委託料を計上するもの。

13ページに続きます。

5 目農地費の補正額は193万2,000円の増で、町単農村振興事業費は松野、谷田地区水路 整備事業、白久、谷田地区排水整備事業の2分の1を補助するもの。

7目中山間地域総合整備事業費の補正額は60万円の増で、中部中山間地域総合整備事業費

は、馬頭中部換地業務委託料及び和見地区圃場整備組合への補助金の増額によるものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は254万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2 目商工業振興費の補正額は6,872万1,000円の増で、企業誘致推進費は企業立地奨励金の増額によるもの。

3目観光費の補正額は7万3,000円の増で、観光諸費はデスティネーションキャンペーン 事業広告料を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は146万7,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目地籍調査費の補正額は177万5,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

14ページに続きます。

5款1目住宅管理費の補正額は230万円の増で、町営住宅等管理費は町営住宅等の施設修 繕料のほか、子育て支援住宅用地土地鑑定手数料を計上するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は129万8,000円の増で、教育長の給与を5%減額するほか、職員人件費を増額するもの。事務局費は臨時職員の賃金を計上するもの。

3項3目学校施設整備費の補正額は850万円の増で、馬頭中学校施設設備費は、プール排水バルブ修繕工事費のほか、普通教室照明改修工事費を計上するもの。小川中学校施設整備費は、防球ネット設置工事費を計上するもの。

15ページに続きます。

4項1目社会教育総務費の補正額は933万1,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目公民館費の補正額は9万1,000円の増で、公民館活動費は上薬利自治公民館修繕工事の3分の1を補助するもの。

3目図書館費の補正額は922万4,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

5目美術館費の補正額は491万2,000円の増で、職員人件費の減額のほか、美術館管理運営費は展示ケース内照明改修工事を計上するもの。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は854万3,000円の減で、職員人件費の減額のほか、なす風土記の丘資料館管理運営費は、臨時職員の賃金を計上するもの。

5項1目保健体育総務費の補正額は3万8,000円の増で、職員人件費を増額するもの。 16ページに続きます。 2 目保健体育施設費の補正額は2,040万円の増で、体育施設維持管理費は総合体育館及び 小川運動場の修繕工事費を計上するもの。

3目給食センター費の補正額は14万2,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は300万円の増で、10月22日に上陸した台風21号の影響により発生した災害に対して、復旧工事補助金15カ所分を計上するものであります。

17ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。 補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は978万4,000円の増で、一般会計からの 繰入金であります。

4 款繰越金、1項1目繰越金の補正額は491万6,000円の増で、前年度繰越金であります。 9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1,470万円の増で、職員人件費60万6,000円の減額は、人事異動に係るものであります。ケーブルテレビ施設管理費は、工事請負費1,504万7,000円の増で、道路改良工事に伴うケーブル張り替え工事、自営柱の移設工事に係る経費であります。また、公課費は25万9,000円の増で、消費税の確定によるものであります。

10ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の説明を終わります。

- 〇議長(塚田秀知君) 住民課長。
- **〇住民課長(薄井桂子君)** 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を 申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は1,168万円の増で、現年度分に係るもの。

2項1目財政調整交付金の補正額は328万5,000円の増で、普通調整交付金に係るもの。

7 款県支出金、2項1目財政調整交付金の補正額は328万5,000円の増で、いずれも一般 被保険者高額療養費に係る国・県の負担分であります。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は1,825万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は3,650万円の増で、一般被保険者に係る高額療養費の増によるものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は360万円の増。

2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は300万円の増で、ともに保険料の増額によるものです。

9ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は 660万円の増で、広域連合に納付する保険料負担金の増額によるものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

- 〇議長(塚田秀知君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(立花喜久江君)** 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明 を申し上げます。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は、 人事異動による人件費の増額分で14万7,000円の増。

4 目事業費交付金の補正額は、介護保険システム改修に係る費用で54万円の増。

5 款県支出金、2項2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は、人事異動による人件費の増額分で7万3,000円の増。

7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の補正額は、人事

異動による人件費の増額分で7万3,000円の増です。

8 款繰越金、1項1目繰越金の補正額は66万7,000円で、介護保険システム改修費として58万2,000円、人事異動による人件費の増額分として8万5,000円に前年度繰越金を充てたものです。

9ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、1項1目一般管理費の補正額は112万2,000円の増で、介護保険制度の改正 に伴う介護保険システムの改修に係る費用です。

3款地域支援事業費、3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は37 万8,000円の増で、人事異動による人件費の増であります。

10ページ以降は給与費明細書ですのでごらんください。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

- 〇議長(塚田秀知君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(田代喜好君)** 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明 を申し上げます。

補正予算書8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

- 5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は943万円の増で、前年度繰越金であります。
- 6款諸収入、1項1目雑入の補正額は7万円の増で、東京電力からの補償金の増によるものであります。
 - 9ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は950万円の増で、職員人件費は人事異動に伴う減。施設管理費は施設の老朽化に伴い、馬頭浄化センターの計装盤の修繕、小川水処理センターの水質管理機器の更新及び舗装復旧工事に要する経費であります。

10ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は244万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1項1目雑入の補正額は2万2,000円の増で、東京電力補償金による増であります。

9ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は247万円の増で、施設の老朽化 に伴う舗装修繕工事、また、北向田処理場のし渣脱水機の交換工事であります。

以上で農業集落排水事業特別会計の補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明申し上げます。

2ページをごらんください。

別表、企業債補正でありますが、建設改良事業費に係る起債の限度額を1億7,650万円から1億8,850万円に変更するものであります。

4ページ、補正予算実施計画により、資本的収入及び支出についての収入から申し上げます。

2款簡易水道事業収入、2項1目企業債の補正額は1,200万円の増で、企業債借入額の増によるものであります。

続きまして、歳出に入ります。

2款簡易水道事業支出、1項2目排水設備費の補正額は1,200万円の増で、漏水が多発している芳井地内の排水管布設替え工事に要する経費であります。

次に、前に戻りまして1ページをごらんください。

第2条でありますが、本条は資本的収入額が資本的支出額に不足する場合、補塡財源として定めたものであります。今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額のうち、消費税及び地方消費税資本的収支調整額を88万8,000の増の1,864万5,000円に、建設改良積立金を88万8,000円の減とし、4,111万5,000円とするものであります。

5ページは、水道事業会計予定キャッシュフロー計算書ですので、ごらんいただきたいと 思います。

以上で一般会計、各特別会計及び水道事業会計の補正予算の補足説明を終わります。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長(塚田秀知君) 再開いたします。

ここで、議案第5号に係る答弁があります。

税務課長。

○税務課長(笹沼公一君) 先ほどの大森議員のご質問のNPO法人の数でございますが、現在登録されておりますのは4件でございます。

以上です。

○議長(塚田秀知君) これより議案第7号から議案第14号の質疑を行います。

質疑に当たっては会計名及びページ番号をお知らせください。

14番、小川洋一君。

○14番(小川洋一君) 一般会計についてお尋ねいたします。

今回の補正予算、人件費の減というのがかなり目立ちます。それと、気がついたところを ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

まず、11ページ、認定こども園。何か先ほどの説明では、なかのこ認定こども園241万、 これは屋根の修理ということですので、あと、このわかあゆ認定こども園、これについては どのような使い道が、これ84万ですか、このことについてお願いします。

続きまして、13ページ、農業費、農地費の193万、先ほどの説明では谷田地区圃場整備、 2分の1ということを説明されましたが、これ2分の1、1つの圃場整備で限度額はどのく らいの2分の1が出るのか、このことについてお願いします。

同じ13ページの商工業振興費6,872万ですか、これは先ほど奨励金ということを言っておりましたね。この奨励金なんですけれども、この奨励金については何社に奨励金を出したか。 最高がどのくらい、最低はどのくらい、このことについてお願いします。

続きまして、14ページ、土木費と言って住宅管理費230万、町営住宅等管理費、これは町 営住宅の改修だと思うんですけれども、これはどのような改修をしたのかお願いします。

それから、中学校費、学校施設整備費850万ですか、馬頭中学校は照明器具、これ具体的に。それから小川中学校防球ネット、これはどの辺につけて、どのくらいの長さ、大きさですね、具体的にお願いします。

それから、あとは15ページ、美術館費、先ほどの説明では展示ケースということを言っておりました。展示ケースの電球950万、ちょっと額が多いんですよね。これについて、その電球はどのような電球を使っているのか。

続きまして、16ページ、保健体育施設費、これ2,000万ありますね。総合体育館の雨漏りというのが出ております。これだけで2,000万かかったのか。それともあと運動場などどのようなことがあるのか。そのことについてお願いします。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 質問の中の冒頭に、人件費の減額ということでありましたので、 その点について若干ご説明をさせていただきます。

29年度の当初予算につきましては、これ、予算編成時はどこの自治体も同じだと思うんですが、前年度の職員数で計上するというのが原則です。その時点ではまだ退職者、採用者が確定しておりませんので、そのような形で予算を編成しております。

ということで、現数は207名ですが、28年度の職員数は211名という形で計上しております。そのほか退職者が18名おりました。新規採用者が9名でございました。そういう関係で、当然、給料の高い方がお辞めになられて、新規採用で初任給の方が入るという形で、当然、給料についても減額になってくる。そのほか、産休、育休の職員もおりました。本年度は6名でございます。その方たちにも当然、給料の一部、それから期末手当の一部が支払われますが、全額ではありませんので、そういう観点で減額となったものでございます。以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(稲澤正広君)** 11ページの3款2項2目、認定こども園費の補正額ですが、なかのこ認定こども園費ということで241万1,000円、こちらについては園の屋根の全面的なさびが出ておりまして、塗装修繕工事と、それと乳児室のエアコンが老朽化していることに伴う交換工事を行うものであります。

それと、わかあゆ認定こども園の84万3,000円につきましては、教育民生常任委員会のほうの所管事務調査において口頭で意見のありました、年長児の昇降口に風の影響で雨が吹き込まないような方策をとっていただきたいということで、今回、雨よけの壁を設置する工事であります。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 農林振興課長。
- 〇農林振興課長(坂尾一美君) 13ページ、農地費、町単農村振興事業について、この事業は 簡易な土地改良事業をするという事業で、農地関係では水田の段差解消による区画の拡大。

それと畑地関係では傾斜の改善。農業施設関係は用排水路の改良、あわせて農道の改良を行う事業です。

補助金は事業費の2分の1、補助金上限を50万円ということで実施しております。ことしの、今回の補正では4件、水路関係が2件、暗渠排水関係が2件、合わせてこの金額となっております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(板橋了寿君) 13ページのほうの商工振興費のほうなんですが、6,872万 1,000円の関係ですが、企業立地の奨励金は固定資産税に相当額を交付するということになっておりまして、当初予算編成時には正確な奨励金の金額が把握できなかったため、今回の補正ということでお願いしたいと思います。

それと、件数なんですが、29社でございます。最高が5,082万4,000円、最低が13万7,000円となっております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 建設課長。
- ○建設課長(穴山喜一郎君) 14ページの町営住宅管理費の需用費190万円ですが、今年度は町営住宅の退去者が例年に比べまして多くありまして、新たに入居者を募集するに当たりまして、床とか壁、水回り、この修繕が必要となりますので、今回補正をするものです。
- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) 14ページ、9款教育費、3項中学校費ということで、馬頭中学校施設整備費180万円の内訳なんですが、馬頭中学校プール排水バルブ改修工事が100万円、それから同じく馬頭中学校のB棟1階普通教室照明改修工事ということで80万円、トータルで180万円、合計180万円ということでございます。

プールの排水バルブにつきましては、昭和53年にプールが設置されているということで39年が経過をしております。塩素系等の付着によりましてバルブの老朽化が激しく、作動しない状況となっております。来年度プールを使用するに当たりまして、今年度内に工事に着工したいということで補正をお願いをしたものでございます。

それから、照明工事につきましては、照度検査というのを行っております。照明環境が学校環境衛生基準にちょっと抵触するおそれがありまして、特にB棟の3階建ての1階に1学年2クラスがございます。場所的にちょっと日陰となる部分が前から指摘はされていたんで

すけれども、その部分について、照明環境の改善を早急に行う必要があるということで、補 正をお願いをするものであります。

それから、小川中学校施設整備費については、校庭東側の民家に隣接しますところに防球ネットを設置するということでございます。現在、高さが約2.5メーターの金網が敷設をされておりますけれども、老朽化によりまして破損が至るところに見られるということで、なお、高さがちょっと低いということで、練習試合等も含め、たびたびボールが隣接住宅の庭、それから屋根にも入り込んでいる状況がございます。隣接の住民、それから野球部の保護者等より防球ネットの設置要望が出ておりまして、今般高さが10メーター、総延長62メーターということで、隣接、近隣住民への早急な対応の観点から補正をお願いをするということでございます。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** それでは、美術館管理運営費と体育施設管理費の補正額のご 質問にお答えいたします。

まず、美術館管理運営費の補正額950万円の内容につきましては、美術館展示室内の作品展示ケース内の照明器具の改修工事費であります。展示ケース内の照明が点滅するようになりまして、来館者にご迷惑をおかけしておりますので、経年劣化いたしました照明器具50台分をLED照明に改修するものです。修理につきましても検討いたしましたが、既存の器具が製造しておりませんので、今後、LEDに新しく改修するものであります。

体育施設維持管理費の補正額2,040万円の内容につきましては、総合体育館の防水工事が1,170万円でありまして、体育館北側の陸屋根部分の雨漏りが激しいため、防水工事を実施するものであります。また、総合体育館の高圧気中開閉器及び高圧ケーブルの更新工事といたしまして480万円、同じく総合体育館の非常用発電機の更新工事で290万円、小川運動場の高圧気中開閉器更新工事が100万円となっております。これらにつきましては、経年劣化により取りかえが必要ということで、自家用電気工作物の点検において指摘を受けているところであります。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 14番、小川洋一君。
- ○14番(小川洋一君) 大体了解はいたしました。

認定こども園ですね、我々、所管事務調査のとき指摘したところが、このように実現でき

たということは本当にありがとうございました。よかったと思います。

それとあと、大体は了解しましたけれども、住宅管理費の件なんですけれども、この退去者が多い。このとき住宅の改修ということで、これ敷金を、入るときに敷金を取っていると思うんですけれども、この敷金は使うんでしょうか。その敷金は町に返しちゃって、町の金で改修をするのか、この点です。

それとあと、学校整備なんですけれども、小川中学校の防球ネット、今まで2メートル、これはかなり苦情、何回も入ったということなんですけれども、これ苦情が多いからこれつくったと思うんですけれども、今回60メートルの高さ10メートル、かなり大きいものをつくっているんですけれども、これは野球の球が入るとは思うんですけれども、この方向性によっては、ベースを、やり方によっては、こういうふうに民家に迷惑をかけない、そういうことは考えていたのかどうか。

それとあと、美術館費なんですけれども、展示ケース、3つ、このLEDというかその電球が50個で950万、かなりいい値段ですよね、これ。これ、特殊だと思うんですけれども、このようなやっぱり美術館は金がかかるところなんですけれども、このほかにもこういうふうに危ないと言ってはあれなんですけれども、そういうところはこれからもやっぱり出てくるんでしょうか。突然この950万ですか、多いと、出るとなかなか大変かなと思っております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 建設課長。
- **〇建設課長(穴山喜一郎君)** 町営住宅の敷金関係ですけれども、退去時、入居者の負担としまして、現在、畳の表がえ、それとふすまの張りかえ、これを負担してもらっています。負担していただいた方には敷金はお返しをしております。
- 〇議長(塚田秀知君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(薄井健一君) 校庭のその使用に関して、ほかの方法、何かないかということで検討したのかということなんですけれども、練習試合、それからそういったものについては小川の運動場、違う場所でできないかということで、ちょっと検討はさせていただきました。今、その予約状況、そういったものをちょっと見ますと、学校で使うには、なかなかほかの団体、那珂クラブ等も含めて、日程的に結構入っているというのもございまして、なかなか日程調整が難しいということが1つございます。

それから、基本的に校庭のその形状が、やはりそのライト方向に向かってのメーターがち

よっとかなり短いということで、基本的なことなんですけれども、野球場の構成そのものを、バックネットの位置関係を変えたり、そういったこともちょっと検討してみたんですけれども、スポーツの振興、それから、今の那珂川町のいろいろ、特に野球に関しては非常に低年齢の段階から振興しているということで、野球の部員の数も現在約21名ということで、今後、少なくなるという傾向は多少あるんですけれども、存続がかなりこれからも続いていくというふうなちょっと想定はしているものですから、そういったことで。

それとあと、来年度からまた導入されるボールについてが、何か飛ぶボールが導入される ということで、このやっぱり危険が高まっているということで、今回お願いをしたというこ とでございます。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** 美術館のこれからの整備費用に係ることについてお答えいた します。

建設から17年ほど経過しておりますので、外観、内観、内部ともに経年劣化による老朽化が進んでおりまして、かなりの修繕費がかかるものと算定しております。これにつきましては振興計画において相談いたしまして、平準化して計画できるように来年度以降、事業のほうを取り入れてございます。具体的な諸修繕で言いますと、自動ドアの改修工事やケース内の諸修繕などを盛り込んでおります。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 14番、小川洋一君。
- ○14番(小川洋一君) 3回目、ちょっと今、聞き漏らしたのがありますので2点ばかり。 馬頭中学校の施設整備、照明が暗いということなんですけれども、これ1年生のクラスは 2クラス、基準より下がっているということなんですけれども、ほかの学校とか、馬頭中学 校以外のところですね、照明器具の測定ですか、そういうのはちゃんとやっているんでしょ うか。

もう一点は、体育館のことなんですけれども、体育館の総合体育館で雨漏りが1,170万かかっていますよね、これは、結構大きい体育館というのは、1回雨漏りするとかなりの高額がかかるわけなんですけれども、ほかの体育館についても、前に点検というのはこれからやる必要もあると思うんですけれども、これについてはどう考えて。

○議長(塚田秀知君) 質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

〇議長(塚田秀知君) 再開いたします。

学校教育課長。

- ○学校教育課長(薄井健一君) 照度検査につきましては、学校、先ほど私のほうからお話ししましたように、学校環境衛生基準の中で毎年実施をするということで定められております。
 以上です。
- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** 体育館の雨漏り等の調査ということでありますけれども、生涯学習施設いっぱいあります。体育館、運動場等ありますので、それらについても随時点検できるように検討していきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。7番、大森富夫君。
- **〇7番(大森富夫君)** 13ページの商工業振興費、企業誘致推進費について伺います。

先ほどの小川議員の質疑の続きのようなものになるかと思いますけれども、課長の答弁について、29社に対して6,872万1,000円という、そういう答弁でございました。そこに固定資産税に相当する分を補助するというような答弁でありましたので、そういうことでは当初予算で計上されるべきであったというふうに私は思うんです。そうしますと、補正で計上されるということは、新規の企業が入ってきたのかどうかというようなことも考えられるわけなんですけれども、この点ではどうでしょうか。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(板橋了寿君) 今回の補正額は6,872万1,000円になっておりますが、全体では1億5,872万1,000円ということで、企業立地分が1億5,422万1,000円、あと雇用促進のほうで450万ということで、全体では1億5,872万1,000円ということになっております。
- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(佐藤美彦君)** 企業立地推進費につきましては、固定資産税額の補助ということになりますので、当初、家屋並びに土地につきましては、当然評価額がございますので推計はできるんですが、償却資産につきましては申告制でございますので、償却資産の部分

につきましては当初では見込めないものですから、補正でお願いしている形になっております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- ○7番 (大森富夫君) 償却資産ということの、計上されないということになりますと、変動があるということですね。年末にかかりまして、約1年間になりますけれども、この償却資産の計上においては、当初と現在と変動がそれぞれの29社においてあるかと思うんです。この1年間の変動分について、あっても補助がされるのかどうか。こういう、全体で1億5,000万もの補助がされるという計算、町長、私の質疑のときによく笑うんだけど、私も国会質疑でよく見るんですけれども、安倍総理が笑っているんですよ、あれ、印象が悪いですよ。ですから、質疑をやっているときにはちょっと控え目にしてもらいたいと思うんですよ。ちょっと余計なことですけれども。

それで、そういう状況で変動があっても、当初の申請は企業はしていると思うんですよね。 実際あるわけですから。そういう当初のことでこの固定資産も、家屋も土地も償却資産も計 算されて補助金が出されていくのかどうか。変動との関係でも伺っておきたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(板橋了寿君) 奨励金のほうは、固定資産税は4月、7月、10月、12月で 多分全部かと思うんですけれども、12月まで全て納めてからうちのほうで支払いしているも のですから、例えば途中で滞納があったり、そういう場合はもう除外されるということで、 全部決まってから、うちのほうで支出をしております。そういうようなことでそのようにな っています。よろしくお願いします。
- ○議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- ○7番(大森富夫君) これだけの補助金を、1億5,000万から出すということは、当然ながらその何倍かは固定資産税とか、税で納められているのかなという感じもするわけなんですけれども、そうでなくて利益が上がらなければ、畳んでいってしまうというような企業も出てくるから難しいところなんですけれども、ここでちょっと数字をお聞きしたいと思います。この29社で、雇用者数、あるいは、納税状況は納税しなければ補助金は出さないということで、そういうことになっているんだと思うんですけれども、雇用者、地元の雇用者も地元関係者、あるいは他町から来るということも出てくるとは思うんですけれども、それは別にして、こういった29社で何人の雇用者が出ているんでしょうか。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(板橋了寿君) 今の質問だと雇用促進奨励金になりますか。1人30万円ということで、15人の雇用ということで450万円になっております。条件としては、町内に住所を有するということになっておりますので、そんな形になっております。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決 については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成29年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決については、 原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第15、議案第15号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第15号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町ケーブルテレビ施設について、民間の能力を活用し、住民サービスの 向上と管理運営の効率化を図るため、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支 店を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議 会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。

参考資料をごらんください。

〇企画財政課長(佐藤美彦君) 補足説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町ケーブルテレビ施設であり、指定管理者は、 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20、富士通ネットワークソリューションズ株式会 社関東支店、代表者、支店長小澤紀幸。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

1ページの1の管理を行わせる施設の概要は、那珂川町ケーブルテレビ施設に係る設備一式とそのサービス内容を記載してありますので、ごらんください。

2、指定管理者が行う業務の範囲ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第4条及び第5条に規定する業務で、具体的には、(1)ケーブルテレビ施設の利用申し込みの承認並びに引き込み線や音声告知機等の設備の設置及び変更に関する業務。(2)ケーブルテレビ施設の運営及び施設、設備の維持管理に関する業務。(3)自主放送番組、広告放送の制作に関する業務。(4)自主放送番組、広告放送及び音声告知放送の放送に関する業務。(5)放送局のテレビジョン放送及びFM放送の再放送業務は、地上波テレビ放送、BS放送、CS放送などの再放送業務。(6)基本サービスを提供する業務は、テレビ放送や、自主放送、音声告知放送、加入者間無料電話などの提供業務。(7)オプションサービスを提供する業務は、インターネット接続やCS放送などを提供する業務となり、これらの業務全ては放送センターに職員を常駐させ、適切に行うこととしております。

3、指定管理料は1年間の限度額を1億7,064万円と設定し、今回、富士通ネットワーク

ソリューションズ株式会社関東支店から1億6,848万円の提案がありましたので、この額をもとに、今後、予算の範囲内で年度協定により、指定管理料を決定していくこととなります。次に、指定管理者の候補者選定経緯ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第34条の規定に基づき、一般公募により募集期間を9月14日から9月27日まで定め、募集を行ったところ、2社から応募がありました。選定に当たりましては、那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者候補者選定委員会を設置し、2回の委員会を開催し、候補者の選定を行いました。

その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を指定管理者の候補者 として選定したものであります。

選定の理由といたしましては、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第37条第1項に定める基準及び募集要項に定める資格を満たしていること。また、選定委員会の定める選定基準に基づき審査を行った結果、応募事業者の中で最も要求要件を満たしていることが確認されたことから、候補者として選定したものであります。町としましてはその結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番(大森富夫君) この件では、いつも論議になるところでありますけれども、独占企業と言って差し支えないような状況になっています。2社応募して、ヒアリングをして、その結果だということなんですけれども、果たしてそういうことでいいのかということを常々疑問に思っているところでございます。変えようとしても、実際には既存の会社が変えられるというのは、実際上は不可能のような状況の実態というのがこのケーブルテレビだろうというふうに思うんです。

実際、その提案額は多少は低目にされておりますけれども、独占状況と言って差し支えないようなものだということで、ですが、町民、町としてはできるだけ健全な形でケーブルテレビの運営を進めてもらいたいということで、そして、なおかつ経費節減を図って進めていただきたいという、これはどういう会社が請け負ったとしてもそういうことが求められるというふうに思うんです。

それで、2社なので、ヒアリングをしたということなので、その差異をこの際伺っておき

たいと思います。どういうふうに違うのか、町民、町にとりましてはどういうふうにメリットがあって、こういう選定結果になったかということをまず伺っておきたいと思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 選定に際しましては、応募者からまず事業計画等の書類を提出いただき、2回の委員会を開いておりますが、1回は書類において審査を行い、2回目はプレゼンテーション、提案による審査を行っております。

評価につきましては、各委員に持ち点を与えまして、項目につきましては7項目、評価項目につきましてはその細部にわたって評価を行い、点数化をして評価をしております。その結果、点数の上位である富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店に決定したものであります。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- **〇7番(大森富夫君)** 点数化して、2社ですから、上回るもの、ちょっと差をつけられるものと、この7項目でその違いが出てくるかと思うんですけれども、最大差はどういう項目で何点の差がついているか、ちょっと伺っておきたいと思います。
- 〇議長(塚田秀知君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 7項目、項目の中で細部があるんですが、合計点で評価をいたしておりますので、一番差がついている項目は、施設の管理を安定して行う能力におきまして9点の差がついております。2番目には、施設の効用を最大限に発揮、管理経費の節減を図る項目で6点の差がついております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- **〇7番(大森富夫君)** その2社では、そういうかなりの差がついたことで、選定結果のようなことになったということなんですね。了承しました。
- ○議長(塚田秀知君) ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定については、原案のと おり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第16、議案第16号 那珂川町まほろばキャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第16号 那珂川町まほろばキャンプ場に 係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町まほろばキャンプ場について、民間事業者の発想を取り入れることで経費の削減が図られることや施設の稼働率の向上を図るため、株式会社大高商事を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(板橋了寿君**) 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町まほろばキャンプ場であり、指定管理者は 宇都宮市宝木本町1474番地5、株式会社大高商事、代表者、代表取締役、高橋和夫でござ います。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

2枚目の参考資料をごらんください。

1ページ、1の管理を行わせる施設の概要は、資料に記載のとおり、まほろばキャンプ場内の管理棟、キャンプ場、リバー公園などであり、所在地や利用時間、休場日については記載のとおりでありますのでごらんください。

指定管理者の業務の範囲は(1)施設の維持管理及び運営に関する業務、(2)施設の利用の許可に関する業務。

2ページになります。

- (3) 施設の利用の許可の取り消し並びに利用の制限及び中止に関する業務であります。
- 3、利用料金収入等の取り扱いは、(1)利用料金制度を採用すること、(2)施設の利用料金を町長の承認を得て定め、施設の管理運営に係る収支について責任を負うこと、
- (3) 利用料金以外の人的サービスの提供などの料金は、別途、指定管理者が定め、収入とすることができるものといたします。
- 4、指定管理料は、1年間の限度額を220万円と設定し、今回、株式会社大高商事から 219万240円の提案がありましたので、この額をもとに、今後予算の範囲内で年度協定によ り指定管理を決定していくことになります。
- 5、候補者選定の経緯でありますが、募集方法は一般公募により、募集期間を10月23日から10月27日まで定め募集を行ったところ、2社から応募がありました。

選定経過でありますが、指定管理者の候補者を選定するに当たり、指定管理候補者選定委員会を設置いたしました。11月14日に選定委員会を開催し、申請事業者からプレゼンテーションのほか、質疑応答などを行いました。

選考基準は、手続等条例第4条により5つの選定基準として20の項目を設定し、評点していただきました。その評点結果を踏まえまして、施設の管理を行うのに最も適当と認めるものとして、指定管理者の候補者として選定を行いました。その結果、株式会社大高商事を指定管理者の候補として選定したものであります。

3ページになります。

選定の理由としましては、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に定める基準及び募集要項に定める応募資格を満たしており、効率的かつ効果的な公共サービスが見込めると判断したことから、候補者と選定したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

- ○7番(大森富夫君) 選定理由といたしましては、効率的かつ効果的な公共サービスが見込めるという判断が大きな理由とされております。ここをもっと具体的に説明をお願いしたいんですけれども、お願いします。
- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(板橋了寿君)** 提案の内容でよろしいかと思いますが、大高商事は通年で事業をやっていきたい、料金を値上げをしないということが大きかったと思います。
- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- **〇7番(大森富夫君)** そういう答弁なんですけれども、その値上げをしないということが主な選定理由、大きな事項なんだと思うんですけれども、1年目はそうだと、その翌年度からはどうなんだという、利用者からはそういう声も出るかと思うんです。この点ではどういうふうな判断をしたんでしょうか。
- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(板橋了寿君) 値上げをしないということでありますので、あと大高商事の 提案している額、先ほど申し上げましたが、219万240円は5年間続けるということでござ いますので、町に対しては、町等にとっては有利かと考えております。
- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- ○7番(大森富夫君) 指定管理者全体のことで言えるんですけれども、町内の雇用者、これはそういうことを規定しないと、どこの請負業者でも入ってきて、町内の方々が今まで働いていたのに働けないという状況がつくられることもあるわけですね。これは全体に言えることで、このまほろばキャンプ場だけにということじゃないんですけれども、最後に、そういう全体のことにもかかわるんですけれども、そういうことは考慮したのかどうか伺って終わります。
- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(板橋了寿君)** 現在だとお客さんがいる際にシルバーのほうでお願いしているんですが、今後は指定管理者の考え方になると思います。よろしくお願いします。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。 6番、益子輝夫君。

○6番(益子輝夫君) 1点ほど伺いたいと思います。

多分、前年度は地元の業者だと思ったんですが、そういう点で地元の業者じゃなくて、この大高商事が請け負うということで、あと、図書館の民営化の面でも出てくるんですが、地元の業者が入札できないという何か問題があるのか、それとも、地元の業者を育てるという点でも、そういう地元の業者、大高というのは地元じゃないですから、そういう点でどういうふうに考えているのか伺いたいというふうに思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(板橋了寿君)** 募集の際に、町内には限っていなくて、栃木県内の事業者ということで募集をかけております。
- 〇議長(塚田秀知君) 6番、益子輝夫君。
- ○6番(益子輝夫君) 町内、私は町内のほうを優先すべき、そして町内の企業を育てるということを優先すべきだと思うんですが。

それと、もう一つは、さっき言った効果的ということで、何というか、経費が安く済むというようなあれになっていますけれども、そこで働いている、現在働いている人たちが継続して使われるのか、もう一つはメリットとデメリットがあると思うんですが、それで、税制の面では町内と町外で違ってくると思うんですが、その辺のことを答えていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(板橋了寿君)** 先ほどもお答えしましたが、今は、現在はシルバー人材のほうに、その宿泊があるときだけお願いして管理をしております。

メリットということで言いますと、金額で大体示すとわかるかなと思いますけれども、今現在340万ぐらいの経費がかかっておりまして、仮に使用料を60万と見積もったとして、町の持ち出しが280万ということになっておりますが、今回は220万ということになりますので、60万掛ける5年ということで300万の経費削減になるかと考えております。

- 〇議長(塚田秀知君) 6番、益子輝夫君。
- ○6番(益子輝夫君) そういう点では効果があるということなんですけれども、数字的だけに捉えるんじゃなくて、今働いている人たちを継続するということも一筆入れる必要があると思いますので、ぜひともそのことを要望して終わりにします。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 那珂川町まほろばキャンプ場に係る指定管理者の指定については、原案のと おりに決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(塚田秀知君) 日程第17、議案第17号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第17号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町図書館について、民間団体の努力や創意工夫を通じて財政負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、大高商事・藤井産業・図書館流通センター共同事業体を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお 願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** 補足説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町馬頭図書館、那珂川町小川図書館であり、 指定管理者は所在地、栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5、団体名、大高商事・藤井産 業・図書館流通センター共同事業体、代表団体、株式会社大高商事、代表者、代表取締役、 高橋和夫。

指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

参考資料をごらんください。

1ページ、1の管理を行わせる施設の概要は、那珂川町馬頭図書館及び那珂川町小川図書館に係る所在地や開館年月、規模、建物構造など、施設の概要とその運営に関する事項を記載してありますので、ごらんください。

2ページの2、指定管理者が行う業務の範囲ですが、①は図書館法第3条に掲げる事業に 関する業務で、具体的には、カウンター業務や蔵書管理、レファレンスサービス及び読書案 内などの各種サービス業務の提供であります。②は図書館の利用及びその制限に関する業務、 ③は図書館の維持管理に関する業務、④は上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認 める業務としております。

- 3、指定管理料は、1年間の限度額を5,569万7,000円と設定し、今回、大高商事・藤井産業・図書館流通センター共同事業体から5,562万円の提案がありましたので、この額をもとに、今後、予算の範囲内で年度協定により指定管理料を決定していくこととなります。
- 4、候補者選定経緯ですが、募集の方法は一般公募により、募集期間を10月20日から11 月2日までと定め募集を行いました。申請事業者は1事業者でありました。

選定委員会経過ですが、指定管理者の候補者を選定するに当たり、那珂川町図書館指定管理者候補者選定委員会を設置いたしまして、6名の委員をもって審査をお願いし、候補者の選定を行いました。

その結果、大高商事・藤井産業・図書館流通センター共同事業体を指定管理者の候補者として選定したものです。

選定の理由といたしましては、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に定める基準及び募集要項に定める応募資格を満たしており、効率的かつ効果的な公共サービスが見込めると判断したことから、候補者として選定したものであります。町といたしましては、その結果を踏まえ、指定管理者に選定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(塚田秀知君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番(大森富夫君) 共同事業体ということになっておりますので、果たして定款がどういうふうになっているのかというのは定かでありませんけれども、これが大高商事ということで代表団体ということなので、この大高商事の定款というのはどういうふうなものになっているのか、私は、この図書館という重要な公共サービスを提供する、そういうことにかかわることでありますから、こういったことを詳しく議会のほうに提供すべきだというふうに思うんですけれども、まず、その定款についてどういうふうになっているか、第1点伺いたいと思います。

それから、2点目は、共同事業体ということなんですね、この3社が総数としましては、 司書数は、歯がないのでよく発音できない、司書は何人、総数、3事業体でこうなるんだと 思うんですけれども、何人抱えているのか伺います。2点目です。

3点目は、応募がないわけですよね、この事業体しか。そういうことで、これも独占ということになるんですけれども、多くの理解者はこういう図書館という公共的なものを請け負うのはふさわしくないんではないかということで、私は、応募しないんだろうというふうに、 大方応募しないんだろうというふうに思っているわけです。

それでは、共同事業体としては、何の目的を持ってこの那珂川町の図書館を、その管理を 請け負おうとしているのか、ここを明確にしておきたいというふうに思うんですけれども、 3点お願いします。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** 1点目の定款関係になりますが、定款の資料の提出をいただいております。多量になりますので、幾点か要点のみちょっとお知らせしたいと思います。

大高商事につきましては、業務の内容といたしましては、一般土木建築工事、建物に関する環境衛生及び総合清掃業務のほか、指定管理制度に基づく公の施設の管理、運営なども行えると定款のほうに定めてございます。以下、藤井産業、図書館流通センターにつきましても、同様の定めがございます。

司書の人数でありますが、3社の合計数ということについては把握してございませんが、 提案の中で司書数を40%、10名の提案がございましたので、40%は司書資格を有する者を 採用していただくというような提案をいただいております。 あと、共同事業体の目的になりますが、共同事業体につきましては、管理業務についてさまざまなノウハウが必要でありますので、各団体おのおののノウハウを有効に活用して、共同事業体を結成いたしまして、町の図書館の運営に当たっていただくというような提案をいただいております。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 7番、大森富夫君。
- ○7番(大森富夫君) 土木事業だとか大方は図書館に、この図書館流通センターのほかは、直接大高商事とか藤井産業とかはそれほどの各自治体に対するサービス向上のノウハウを確保しているかというと、私はそんなふうには見えないんですね。もっともっと違うところのビルのメンテナンスとか、違った事業本来のもの、あるいは建設資材の物品販売とか、そういうことが本業のような企業なわけですね。そういった企業が図書館の管理運営を請け負うなどということは、私はふさわしくないと思うんです。

それで、こういった企業が、町で管理していたのと比較して安く請け負って管理運営をしていくということになれば、労務費の節減とか、その他会社の運営等に費用を減縮させるような取り組みをもって利益を上げていくという、こういったような構図になっていくことは、これは当然な、企業としてはそういう当然なことになるわけですけれども、町とか町民にとりましては、まさに図書館のこの指定管理を請け負わせるというのはふさわしくないような形になっていくんだろうと思います。

総体的にそういうことで、町長、町の姿、あるいは町の姿を見る町民の皆さんや町外の皆 さんも、非常に見る目を、こういった形になっていくことについて変わってくるというふう に、私は強く思うわけなんです。

それで、2点目は、こういったことを議案に出してくるということで、前提として図書館 の運営協議会とかというのがあるわけですけれども、そういったところではどういうような 論議がなされたんでしょうか。

それから、サービス向上というそういう点でも明確な答弁をお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(益子雅浩君)** 図書館協議会におきまして、どのような検討がなされたかということでありますけれども、これからの那珂川町の図書館のあり方ということで、本来のあり方を検討いただきまして、そのあり方に基づきまして仕様書のほうを作成しておりまし

て、今回の指定管理の募集を行ったところであります。 以上です。

- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。 6番、益子輝夫君。
- ○6番(益子輝夫君) 私は何点かについて伺いたいと思います。

今、課長の答弁で、将来の那珂川町を見通してということを言いましたが、当町の図書館の活動というのは、県内でもすぐれた活動をやってきたという実績があると思います。そういう点からいえば、民営化をしなくても、民間委託をしなくてもやっていけるのではないかと私は思うんですが、その点で、効率とは費用のことを上げておりますが、そういう点で民営化、民間委託とかそういうことになりますと、企業は利益を追うのが第一ですから、そういう点でのサービスの低下が目に見えていると思います。

ただ、全国でも、県内は16自治体がやっているようですが、全国でもまだ2%の自治体しかやっていないんですね。そういう点で見るならば、その2%の中でもいろいろ問題出てきているんですよ。もとに戻す声も出てきています。そういう中でサービスの低下、すばらしい図書館活動をやってきた我が町がそういう民間委託となると、ほかの自治体に与える影響も大きいと思いますので、そういう点でどう考えているのか。

あと、今現在、この図書館の職員は何名いるのか、正職員、臨時職員を教えていただきた いというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(益子雅浩君) 民営化によることについてのご質問ですけれども、ご指摘のとおり、町の図書館についてはすぐれた実績があります。仕様書の作成におきまして、現在の図書館に属する団体の継続や事業は、引き続き継続していただくということで仕様書のほうを策定いたしまして、それに基づいて提案をいただいておりますので、サービス等の低下はないものと考えております。

それと、職員数でありますが、現在、正職員3名、臨時職員4名の7名で2館を運営して おります。

以上です。

- 〇議長(塚田秀知君) 6番、益子輝夫君。
- **〇6番(益子輝夫君)** サービスは落ちないというそういう保証をできる確証というのは、私

はないと思うんです。まだこれから民間がやるんですから。利益を追求すれば、当然費用も 増額になる可能性もあるし、サービスの低下にもつながると。これは全国の民間委託なり民 営化したところのあれが、実態がそれを示しています。それと、そういうことも参考にして いただきたいというふうに私は思います。

それと、現在の職員が正職員と臨時含めて7名の職員といますが、この人たちはどうなる んでしょうか。もし、わかる範囲で。

- 〇議長(塚田秀知君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 人事の関係ですから、私のほうから正職員に関してはお答えします。

さきの全員協議会でもお話ししましたとおり、今度指定管理になりますと図書館の職員がいなくなりますが、それは人事異動の範疇として、今後異動の対象としていくこととなります。

- 〇議長(塚田秀知君) 6番、益子輝夫君。
- ○6番(益子輝夫君) 先ほども申しましたが、この町の図書館活動というのは歴史があって、 非常に県内でも注目された活動をやってきた人たち、職員だと思うんです。そういう職員が 生かされるようなことを今後も要望して、質問を終わりにしたいというふうに思います。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番(大森富夫君) この件では、今まで文科省や総務省がこういった制度は図書館にはなじまないというふうにしていたんですね。それが、これまで中曽根、かつての首相が、そういう昔の話なんですよ。そういうところから始まってきて、行政改革とか少子とか、そういったことが言われ出してから、公共事業に民間事業者が入ってくると、指定管理者制度が導入されて、そういうことが展開されていくような事態になってきたわけです。

それで、町民のこの学ぶ権利や知る権利、これに十分に応えられるようなものにはならなくなってしまうんではないかというのが、私は非常に民間委託、指定管理者任せということの大きな懸念を持っているわけであります。

それで、地域の文化と教育の拠点というふうになるべき図書館が、管理運営を民間委託化 するということは、この公共性という観点からも非常に私もなじまないんだというふうに思 います。

図書館、いろいろ何が何でもどこでも指定管理者はだめだというふうには私は言いませんよ。だけれども、図書館は、私は別格だというふうに思うんです。この公共性という観点からなじまないと。民間でありますから、もうからなければもう撤退するということも考えられるわけですね。そういうことになると図書館の持つ継続性という点からも、その図書館の目的も達せないということになってしまうというおそれもあると思います。

民間委託化になれば、町民への必要な情報提供、知識というものを的確に提供できるような、そういう責任を持って、果たして管理運営されるかどうかということが非常に疑問に思ってくるわけでございますので、そういう理由をもちまして、私はこの議案に対しましては反対をいたしまして、討論といたします。

○議長(塚田秀知君) 賛成討論はありませんか。

8番、益子明美さん。

○8番(益子明美君) 私は賛成の立場から討論いたします。

この指定管理におきましては、那珂川町図書館協議会が策定しましたこれからの那珂川町図書館のあり方をもとに、那珂川町図書館業務仕様書が作成され、それに基づき指定管理者を募集されました。

この仕様書では、図書館の役割や新たな環境に対応した専門性の向上、町民に良質で幅の 広いサービス提供をすることを基本として、利用条件、料金、業務の範囲、役割分担、業務 従事者、収支計画、指定管理者の責任等細かく明記されています。

先日の全員協議会において、この仕様書の中で要求されたことに対して、全て事業者が応えられることは確認済みですし、懸念されていた職員数は、現在の7名から10名へ増加すること、そのうち司書数も現在の43%とほぼ同じの40%を、先ほど課長の答弁から得られました。図書購入費も現予算より80万増を提示していることなど、サービスの向上につながることが示されたと理解しております。

また、指定管理者と町との連携は、今後も図られることが前提になっていることを理解していますし、民間の手法がまちづくりに貢献しているよい例に倣うことを期待しまして、賛成の討論といたします。

○議長(塚田秀知君) ほかに反対討論はありませんか。

6番、益子輝夫君。

- ○6番(益子輝夫君) 私は、民営化、民間委託になればサービスが向上するというあれは、 否定するわけではありませんけれども、民間がやれることをなぜ公の町ができないかという ことなんですよ。私はそういう点では、民間ができることなんだから、町が町民の立場に立 ってやるというのが図書館、公の事業ではないかなという点から、民間絶対反対ということ ではありませんけれども、そういう点ではもっと利用者の声や何かを聞いた上で、そういう 方向を決めていただきたい、協議会だけじゃなくてね。そういう点では、民間委託じゃなく て、公の町がやるべきだという観点から、私は反対します。
- ○議長(塚田秀知君) ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塚田秀知君) 討論はないようなので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(塚田秀知君) 起立多数と認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(塚田秀知君) 日程第18、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第 2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

指名の方法は、議長において指名することに決定しました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長の福島泰夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました福島泰夫君を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚田秀知君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました福島泰夫君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された福島泰夫君が議場におられます。会 議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

- **〇町長(福島泰夫君)** よろしくお願いいたします。
- ○議長(塚田秀知君) 受諾されたものと認めます。

◎閉会の宣告

○議長(塚田秀知君) 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。 会議を閉じます。

これにて平成29年第5回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時27分